

付 属 資 料

アメリカにおける出生率：福祉改革とその影響

< 付属資料 >

アメリカにおける出生率：福祉改革とその影響

山田 嘉子
(国際長寿米国センター)

はじめに

近年、日本を初めヨーロッパ等の先進諸国で、高齢化の大きな要素である少子化問題への関心が高まっている。他国と比較するとアメリカにおける合計出生率は例外的に高いが、データを更に細かく見ると、低所得層及び十代の高出生率や婚外子出生の増加等、日本ではあまり見られない人口層での出生が目立つ。この現状は、1996年の福祉改革でも注目され、実際これら低所得層、十代、及び婚外子出生を抑制しようという試みが行なわれている。本稿では、まず米国に於ける出生率の現状を記述し、次にアメリカに於ける福祉政策及び改革についてふれる。最後にこれら福祉改革が出生率にどのような影響を及ぼしているのかを見る。

米国に於ける出生率

社会保障・人口問題研究所(1997)によると、アメリカの合計特殊出生率は2.05と、日本の1.43やフランスの1.80と比べても更に高い。これは、少子化を問題視する日本にとってはうらやましい様な数値であるが、年齢別・所得別等に数値を分析すると、以下の様な現状が見える。

1) 若年層の高出生率

表1にある様に、他国と比較しアメリカが出生率を大きく上回るのは、24歳以下の若年層のみである。特に、十代の出生率が圧倒的に高い。十代での高出生率自体は決して新しい現象ではないのだが、近年では十代での出産をめくり、様々な問題が取り上げられている。

その問題のひとつが、婚外子の増加である。WertheimerとMoore(1998)によると、十代出産に占める婚外子の割合が1960年には16%だったのに対し、1996年には76%と増加している。つまり、現在ではアメリカに於ける十代の出生の3/4以上が婚外子という状況になっている。また、1960年と1995年を比較すると、結婚している十代の出生率は30%以上減少している。(531/1,000から362/1,000)のに対し、未婚の十代出生率は約3倍(15/1,000から44/1,000)に膨れ上がっている(Wertheimer & Moore, 1998)。

十代で子供を持つ場合、特に未婚の親となる場合、十代の母親が経済的にも社会的にも不利な立場に立たされることは想像に難くない。学校の卒業が難しくなる、父親からの支援が皆無に等しい、母親の学歴や知識が限られる為に就労機会及び所得におのずと限界がある等、数多くの問題を抱えることとなる。アメリカ連邦保健福祉省(Department of Health and Human Services=DHHS, 1998)によると、高校を中退した十代の未婚の母を持つ児童の80%が貧困状態にあるという。ちなみに20歳以上の高校卒業及び結婚をしている母を持つ児童貧困率は8%である。

また、十代での妊娠及び出産は、もともと貧困層に属する女性に多く見られることも留意する必要があると思われる。貧困層と貧困線200%以上の十代人口層を比較した統計資料(The Alan Guttmacher Institute, 1995)を見ると、性行為の経験及び避妊具の使用については殆ど違いが見られない。しかし、避妊具の使用方法が効果的

でない為、貧困層の十代は計画外の妊娠が高所得層の十代と比較し約2倍高いというデータが出ている。また、妊娠に対する人工中絶の割合も貧困層の十代が39%、高所得層が70%と違いが出ている。これは、貧困層の十代が、出産を遅らせる理由(例:高等教育、キャリア等)を見出しにくいことから発する相違であろうと予想されている。これら貧困層は、上記の問題に加え、母親の家族や彼女らをとりにくく地域にも経済資源に限りがあるため、更に不利な立場に立たされることとなる。

十代とそれ以降の出産では、子供の成長にも違いが見られる。DHHS(1998)によると、十代での出産は低体重出産が多い、乳児死亡率が高い等の統計がある。また、十代の母を持つ児童は他の児童と比較し、読解及び計算能力が低い、虐待の犠牲となる可能性が高い等の研究結果も出ている(Maynard, 1997)。これらの違いが、十代の出産自体から発するものなのか、それとも十代の出産人口層をとりにくく他の要素(例:貧困、親の学歴等)に起因するものなのかは疑問が残るが、十代の親を持つ児童が不利な立場に立たされているという事実は否めない。

以上の様に、アメリカでは若年層、特に十代での出産が他国を著しく上回り、それに伴い様々な問題を抱えている。自らの生活を支える能力に限界があり、また子供の父親にも頼ることが困難な若年層の母親にとって、政府の生活援助(詳細は後述する)は数少ない生活手段のひとつとなる。最近の発表では、十代の母親のうち80%が第1子の出生後10年間に政府からの生活援助を受給しており、内44%は5年以上にわたって受給しているという(Maynard, 1997)。

2) 婚外子出生の増加

十代の未婚出産率が増加しているアメリカの現状を記述したが、婚外出産の増加は十代に限らず、アメリカ全体の現象とすることができる。

1940年と1996年を比較すると、アメリカに於ける婚外子の数は90,000から1,300,000と増加しており、また婚外子が全出生に占める割合も、4%から32%へと増えている。言い換えれば、現在アメリカで生まれてくる子供の3人に1人は婚外子である(Moore, 1998)。

婚外子出産は、あらゆる年齢層に見られるが、出産パターンは若年層に始まることが多い。1995年現在、婚外子出産の31%が十代の母親から、35%は20から24歳の母親、18%は25から29歳、16%は30歳以上の母親からと、かなり出産年齢にばらつきがある(Moore, 1998)。しかし、婚外子の第1子出産の半数以上は十代に集中している(Sawhill, 1998)。つまり、婚外子と若年層の出産は深く関係していると言えよう。

婚外子の増加の理由として、離婚の増加や女性の自立等が頻繁に挙げられるが、婚外出産をした母親の多くは経済的自立が困難な状態にあることに注目したい。Moore(1998)によると、1994年に婚外子を出産した女性の77%は高校卒業又はそれ以下である。学歴の限界は、就労機会及び所得の限界と深く関係することは周知の通りである。実際、母子家庭の貧困率は1996年でほぼ50%と著しく高く、特に未婚の母親の60%は貧困層に属する(Sawhill, 1998)。

また、婚外子の増加とひとり親家庭(特に母子家庭)の高貧困率に大きく関わる要素として、婚姻率及び父親からの支援を忘れてはならない。研究者の多くは(例:Haaga & Moffitt, 1998;Sawhill, 1998)、いわゆる「ショットガン結婚」の近年に於ける減少と婚外子出産の増加を深く結びつけている。ショットガン結婚とは、妊娠に起因する結婚のことで、これが減ることにより、結婚という段階をふまずに女性が出産を迎えるケースが増えているというものである。結婚という絆が無い状態で、女性が子供の父親から支援を得ることはきわめて困難である。実際1991年のデータでは、裁判による父親からの児童養育費

受給権が与えられた貧困層のシングルマザーは 39%のみである。さらに、この 39%のうち、実際に養育費を受け取ったのは 70%のみと言われる (Haaga & Moffitt, 1998)。たとえば父親が養育費を支払うとしても、出生から 2~3 年で支払いが止まるケースが数多くあり、シングルマザーにとって、子供の父親からの支援はあまり期待できる状況ではない。

十代の母親と同様、自活の困難なシングルマザーの多くは政府の生活援助を受けることになるが、近年の婚外子出生の増加に伴い、Congressional Budget Office は以下の様に述べる。「もしひとり親の家族が増え続けなければ、1980 年代の福祉受給者数は相当減っていたであろう (Sawhill, 1998)。」

3) 低所得層の高出生率

他国と比較し、若年層の出生率が高いことは前に述べたが、国内での出生率を所得別に分析すると、低所得層、特に若年 (29 歳以下) 低所得層の出生率が著しく高いことがわかる。(U.S. Bureau of the Census, 1997) (表 2 参照)。この現象は、上記の若年層の高出生率及び婚外子出生の増加と深く関係していると言えよう。

以上の様に、アメリカの出生率は 1) 他国と比較し若年層の出生率が著しく高い、2) 歴史的にみて、婚外子の出生率が増加している、3) 低所得層の出生率が高い、という特徴を持つ。一方で、アメリカに於ける大学卒女性の合計出生率は 1.5 と、他の先進国とほぼ変わらない数値を示している (Rindfuss, et al, 1996)。これは言ってみれば、高所得・高齢・高学齢層では他の先進国と同様低出生率の問題を抱えると同時に、低所得層及び若年層では、高出生率とそれに伴う貧困等の問題を抱えるということであり、アメリカは合計特殊出生率の数値からだけでは見えない複雑な問題に直面していると言えるであろう。しかし、現時点では、政府を初め研究者からも、高所得層の低出

生率への関心は殆ど無く、出生率に関する関心の殆どは、低所得層へと向けられている。なかでも、1996 年に行なわれた福祉改革では、低所得層、十代の出生率、及び婚外子出生をコントロールしようと、様々な試みがなされている。以下に、従来の福祉制度及び改革後の制度を記述する。

アメリカの福祉制度：改革前と改革後

1) 改革前：AFDC

アメリカでは従来、低所得層の児童とその家族のために Aid to Families with Dependent Children (AFDC) という制度を設けていた。AFDC とは、連邦及び州政府が共同となって、援助が必要な家族を経済的に支援するプログラムである。受給資格は、18 歳未満の同居する子供を持つ家族で、両親のどちらかが死亡・不在・就労不能等の為に経済支援が出来ない状態にあること等が含まれる (U.S. Bureau of the Census, 1995)。これには、父親が同居しているが失業中であるような場合も含まれるが、殆どの受給者は母子家庭である。

AFDC 受給者の特徴としては、高出生率や低学歴等が挙げられる (U.S. Bureau of the Census, 1995) が、近年では結婚後に死別及び離婚した家族の割合が減少し、未婚の受給者の割合が急増している (Green Book, 1998) ことも注目している (表 3 参照)。また、最近の調査 (Werthelmer & Moore, 1998) によると、AFDC を受給する母親の内 55% は第 1 子を十代で出産しており、44% は調査時点で十代の未婚の母である、という結果が出ており、上記の若年層高出生率、婚外子出生率増加、低所得層高出生率、そして福祉政策がさらに深くからまっている状況を裏づけている。

この 20 年間で AFDC 受給者は約 2.5 倍増加し (1970 年には 200 万人だったものが 1993 年には約 500 万人)、また政府援助拠出金は 1970 年には 155 億ドルだったものが 1993 年には 223 億ドル (インフレーション計算後の数値) に増えている

(The Alan Guttmacher Institute, 1995)。AFDC は主に片親の家族を援助するため、若年低所得層の出産や婚外子の出産を促すとの意見も政府や社会全体から出ており、福祉受給者及び拠出金の増大は制度そのものに起因することを示唆する。このような意見は 1996 年の福祉改革に明らかに影響している(Werthelmer & Moore, 1998)。

2) 改革後 : TANF

1996 年 8 月 22 日、クリントン大統領によって "The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996 (PRWORA)" が署名された。PRWORA は、主に低所得層の児童とその家族を対象とした総合的福祉制度改革法である。PRWORA は 9 章から成り立つが、その第 1 章で、AFDC の廃止と新しい Temporary Assistance for Needy Family (TANF) の説立をうたっている。Administration for Children and Families (1998a)、ASPE (Internet)、Green Book (1998) 等が PRWORA 及び TANF について分かり易い説明を行なっているので、以下に補足を付けながらそれらを訳出する。

TANF は、従来の AFDC 及び就業援助サービス(Job Opportunities and Basic Skills Training: JOBS) と緊急援助(Emergency Assistance for Needy Families: EA)を合わせたものとして設立された。これまで AFDC は entitlement として、必要な額が上限無しで政府から拠出されていたが、TANF はブロック助成金という形をとる為、連邦政府から一定額のみが州に支払われる。これにより、連邦政府の福祉への拠出金をコントロールすることが容易となる。また、ブロック助成金という形になり、運営責任の多く(例: 受給資格、受給額、サービスの種類等の設定) が連邦政府から州政府へ移されることとなった。これは、州が地域ごとのニーズに応えやすくする目的と共に、州によっては受給資格をさらに厳しくする可能

性が出てきた意味も含む。TANF の目的として、政府は以下の 4 項目を挙げている。

児童が自らの家庭でケアを受けられる様、援助の必要な家族を支援する

就業への準備や結婚を促進することにより、援助の必要な親の政府依存状態を終わらせる

結婚外の妊娠を予防し減少させる

両親そろった家族の形成および継続を促進させる

3) TANF プログラム概要

上記の 4 項目を目的として掲げた TANF であるが、主なプログラムの内容としては、以下のものが挙げられる。プログラムによっては、出生率を直接コントロールする目的のものもあれば、他の目的の為に作られながら、間接的に出生率に影響を及ぼす可能性のあるものもある。

5 年間のタイムリミット

従来の AFDC では、受給者は時間制限無く援助が受けられたが、TANF では家族の受給期間が 60 ヶ月までと制限された。州によってはさらに短い受給期間制限設定が許される。Green Book (1998)によると、現在約 70%の州が 60 ヶ月を適用しており、他の州は 48 ヶ月等、さらに短い期間を設けている。

就労条件

新しい TANF の下では、受給者は 2 年間の援助を受けた後就労活動に携わることが義務づけられている。小さな子供を持つ片親家族で、保育サービスが見つからない場合、その期間を除外されることもあるが、州によっては、この除外は適用されない。

十代の親に対する条件

未婚の十代の親は、責任のある成人との同居、あるいは成人の監視下にあることが、受給の条件

となった。また、教育及び訓練機関に参加することも受給条件とされている。

婚外子出生率減少を達成した州に対するボーナス

婚外子出生及び人工中絶数を減少させた優良5州への報酬のために、年間1億ドルの予算が取られている。このボーナスは1999年より2002年まですでに認可済である。

「ファミリーキャップ」

これまでは、子供の数が増えると共に受給額も増大したが、今後は州の判断で第2子以降の追加援助額を廃止することができる。現在、少なくとも20州が、この「ファミリーキャップ」を適用している(Green Book, 1998)。

4) PRWORA その他のプログラム

PRWORAでは、上記のTANFプログラムの他に、以下のプログラムも設立及び改定された。

児童養育費回収強化(PRWORA 第3章)

この章により、州は今後任意の父権承認を行なうプロセスを開始し、婚外子出産の90%において父権を制定することが義務づけられた(Zaslow, et al., 1998)。父権制定の際協力を拒む者は、政府からの生活支援金が少なくとも25%カットされる(ASPE, Internet)。父権制定促進は主に2つの手段を用いて行なわれる。ひとつは1994年に開始された、病院に於ける出生時の任意父権承認促進プログラムである。また、もうひとつは、養育費支払いを怠る父親の給料を自動的に差し押さえるシステムであり、このシステムは全国的に展開されている(Administration for Children and Families, 1998b)。

保育助成金(PRWORA 第6章)

これまで、低所得層の家族の為に、政府は4種

類の保育プログラムを運営してきた。これらは1)AFDCを受給する者用、2)AFDC受給から自活へ向かう過渡期の者用、3)自活はしているが政府の保育援助が必要な者用、4)保育ブロック助成金と分けられる。これら4種類のプログラムがこの章で保育ブロック助成金(Child Care and Development Fund=CCDF)と改定され、1つの大きなプログラムとして運営されることとなった。TANFと同様、州が一定の金額を連邦政府から受け取り、これまでより自由に保育プログラムを運営することとなる。1997年度に、連邦政府は約30億ドルを保育助成金に費やしている。これは、もし従来の4種類のプログラムが施行されていた場合の合計額23.4億ドルよりも約6億ドル上回る額である(Long, et al., 1998)。

しかし一方では、これまで保障されていた保育プログラムが廃止されてしまう危険も出てきている。従来、AFDC受給から自活の道を歩み始めた者には保育プログラムが「保障」されていた。しかし、今後は州に決定権が与えられるため、州によってはこれまで援助を受けていた者が今後受けられない可能性が出てくる。現在、約半分の州が少なくともTANF受給者への保育プログラムの保障をうたっており、又27州は自活を始めたばかりの者へのプログラム保障をうたっている(Blank, et al., 1998)。

「禁欲」教育(PRWORA 第9章)

この章では、毎年5,000万ドルを5年間にわたり、州での性教育の為に予算が新しく設けられている。しかし、この教育は性行為を行なわないことを教育する「禁欲」教育のみ、と限定されている(ASPE, Internet; DHHS, 1998)。

福祉改革と出生率への影響

1) 福祉政策と出生率の相互関係：福祉は低所得層の出生率を促すのか？

これまで「福祉システムが低所得層や若年層の

出産を促す」という意見や、「福祉システムの中に永く留まるために低所得層の女性はたくさん子供を産む」というような意見がアメリカ社会の中でかなり出ており、それらは少なからず今回の福祉改革に反映されていることは明確である。しかし、果たして福祉システムは本当に低所得層の出産を促すのであろうか？

この疑問は数々の研究者によって議論がなされているが、これまでのところはっきりとした回答は得られていない。ある研究者は「福祉援助金の増加は婚外子の増加や婚姻率の低下をもたらす」という結論を出す(Cl Clarke & Strauss, 1998; Haaga & Moffitt, 1998; Winegarden & Bracy, 1997)が、一方では「福祉援助金レベルは低所得層の出生率に影響を及ぼさない」と主張する研究者も数多くある(Acs, 1996; Moffitt, 1997)。また、若年層や未婚者の計画外妊娠及び出産率は平均よりも著しく高く(Henshaw, 1998)(表4参照)、「福祉援助金をもらうために妊娠する」という図が必ずしもあてはまらないことを示唆する。この様に、福祉政策と出生率の相互関係が明確にされないながらも、今回の福祉改革では上記の様な意見・推論・及び価値観をもとに、福祉政策によって出生率をコントロールしようと様々な試みがなされている。こういった、確証よりも人々の価値観を重視した行政は、なにも今回の福祉改革に限ったことでなく、他の行政プログラムにも数多く見られると、Haskios と Bevan (1997)は指摘する。

ただ、近年福祉援助金額が減少した(1970年には一家族当たり平均受給額が月に\$676であったが、1993年には\$373に減少した。これはインフレーションを計算後の数値である(The Alan Guttmacher Institute, 1995)。にもかかわらず受給者数が増大し続けたことを考えると、少なくとも、福祉システム以外にも他の要素が低所得層出生率に深く関わっているであろうということは想像に難くない。例えば、低学歴男性の所得は近

年減少しており、彼らが女性の結婚相手となりにくくなっている、という可能性も考えられる(Cl Clarke & Strauss, 1998)。また、家庭環境、教育程度、地域環境等も婚姻率や出生率に大きく関係しているであろう(Moffitt, 1997)とされている。以下に今回の福祉改革とこれまでの結果を記すが、これらの結果が他の要素によって少なからず影響を受けていることに留意する必要がある。

2) 福祉改革：これまでの結果

今回の福祉改革は、あらゆる方面の研究者からの関心を集めているが、施行後まだ間もないため、改革の影響がどういったものであるのか、現時点では見定めにくい。また、研究者の関心の殆どは5年間のタイムリミットや就労条件による受給者(元受給者)の経済状況や就労状況に向けられており、出生率に焦点をあてる研究者はむしろ少数派といえる(Haaga & Moffitt, 1998)。しかし、TANF 施行以前からも、若年層対象の家族計画プログラムや「ファミリーキャップ」制度等は地域レベルで存在しているので、それらの結果をもとに福祉改革の今後の影響を予測することは可能である。以下にプログラムごとのこれまでの結果を略述する。

十代の親に対する条件

TANF では、十代の親が教育機関に留まることと成人の監視下にあることを受給条件としている。これまでの研究では、十代の教育機関参加と出生率の低下は深い関係があるという結果が出ている(Manlove, 1998; Manlove, et al., 1998; Wertheimer & Moore, 1998)。また、両親との同居と十代の第2子以降の出生率低下は深く関係している、との研究結果も出ている(Wertheimer & Moore, 1998)。これらの研究結果は、この新しく設定された受給条件が及ぼす将来の影響に、明るい見通しをもたらしていると言えるであろう。

婚外子出生及び人工中絶減少への努力

今回優良5州にボーナスが与えられる以前からも、避妊具促進やワークショップといった、婚外子や若年層の出生減少を試みるプログラムが数多くなされているが、これまでのところ、これといった影響が表われるプログラムは見出されていない。これは、母親を取り囲む様々な要素（例：家族、子供の父親、友人等）が複雑に絡み合っている為であり、妊娠予防対策もこれらの様々な要素を加味し、多方面からアプローチをする必要がある、との指摘もある(Moore, 1998)。

また、人工中絶については、現在報告方法が州によって異なる為、データの一貫性に欠ける。そのため、今回開始されるボーナスの授与に関し、一貫性の欠けるデータをもとに優良5州を定めるのは問題があるとの声も出ている(Saul, 1998)。

ファミリーキャップ

ファミリーキャップは、TANF 施行以前からいくつかの州ですで行なわれていた。この先駆けとなったのがニュージャージー州であり、1993年8月よりファミリーキャップを州の福祉改革の一部として開始している(Schwartz, 1995)。プログラム開始前後の出生率を比較したところ、ファミリーキャップは福祉受給者の出生率を低下させた、という結果が出ている(Schwartz, 1995)が、一方では、福祉受給者以外の出生率も低下している為、ファミリーキャップ自体が出生率低下をもたらすものではない、との研究結果も出ている(Goetzel & Young, 1996)。また、最近のラトガー大学の発表によると、ファミリーキャップはニュージャージー州に於ける人工中絶数を年に240件増加させているとのことだが、州の保健省はこの研究結果を大学側に突き返したとの報告もある(Edwards, 1998)。以上の様に、ファミリーキャップが出生率に及ぼす影響は意見が別れるところであるが、研究者の中ではこのプログラムはあまり大きな期待はされていない(Haags & Moffitt,

1998; Zaslow, et al., 1998)。

児童養育費回収強化

Administration for Children and Families (1998b)によると、1992年と1997年を比較し、父権制定数は51万から130万へ増加、実際に父親から養育費を受け取った児童数は280万から420万へ増加、養育費回収合計額は800万ドルから1,340万ドルへ増加と、改善方向へ向かっている。この養育費回収強化で男性の責任が大きく問われ始めたことが、最近の十代出生率の低下の一因と言えるであろうとの意見もある(Sawhill, 1998)。しかし、父権承認の協力を拒んだ際、政府援助額を減らされる、つまり経済的ダメージを受けるのは女性側であり、男性の責任を問いながらも、やはり女性に不利に作られているシステムを指摘する声も聞こえる(Chavkin, et al., 1998)。

その他プログラムの影響

上記のプログラムの他、福祉改革への関心が出生率への影響をもたらしている可能性があるとの意見もある。例えば、十代の妊娠及び出生率は1991年から1996年の間、継続して減少している。この現象の要因として、Sawhill (1998)はエイズへの関心や経済成長等を挙げているが、今後展開される福祉改革への関心も要因のひとつとされるであろうと述べている。実際にプログラムが開始される前でも、メディア等により、今後福祉プログラムがさらに限定されていくことは社会に広まっており、将来への不安等が出生率に影響を及ぼしているのであろう、との意見である。

以上の様に、現時点では少ないながらも今改革の影響を研究する結果が出ているが、はっきりと出生率に影響をもたらす決め手のプログラムはまだまだ見つからない現状を写し出している。また前述した様に、低所得層及び十代の高出産率や婚外子出生の増加は、社会環境や経済情勢等の

影響も多大にあるため、政策がいくばくかの影響を及ぼすとしても、限りがあることは明確である。今後は妊娠や出産をコントロールするのみでなく、その背後にある様々な社会的要因を加味した総合的プログラムが望まれるであろう。

むすび：世代間の観点から

少子化が進む先進国の中で異例とも言える高出生率を保つアメリカだが、所得や年齢層により出生率がたよっており、実際には他国よりもさらに複雑な問題を抱えている現状がある。特に、低所得層や十代の高出生率は近年の福祉改革でも問題として取り上げられ、様々な対策が取られている。

今後、社会的に不利な立場の児童が増えることにより、高齢者が受けるであろう影響も少なくないと思われる。例えば、今後高齢者を支えるはずの若年層が自分さえも支えるのが困難となった場合、高齢者が逆に若年層を支える立場に立たされることとなる。実際、祖父母（主に祖母）が親に代わって孫の面倒をみるケースがアメリカで急増しており(Casper & Bryson, 1998; Smith, et al., 1998)、若い母親が子供を面倒みきれないことが大きな原因のひとつとされている(Pinson-Millburn, et al., 1996)。この現象は、老年学者の中には「プロダクティブ・エイジング」の一例として好ましく用いられることもあるが、一方これら高齢者が孫の面倒をみる際、多くの場合経済的・精神的・身体的に厳しい現状に置かれることにも留意する必要があるだろう(Smith, et al, 1998)。また、社会保障の運営システムを見ても、若年層の経済貢献力が高齢者の生活に大きく関わってくることは明確である。従って、近年の福祉改革や出生率の問題は、高齢者及び高齢者団体にとって、決して他人事とは言えないのである。しかし残念ながら、これらの問題は高齢者団体の間では殆ど話題とされていない。

ただ、もしこの福祉改革が成功し、低所得層及

び十代の出生率が低下しても、そこで問題の解決がなされたとは言い切れない。むしろ、それらの人口層の出生率が低下して初めて、アメリカは他国と肩を並べて、少子化の問題に直面することとなる。しかし、アメリカでは少子化について政府の対策は殆どなされておらず、会社が主に福利厚生的一端として、従業員に保育サービスや育児休暇等の援助を行っているのが現状である。言うまでもなく、これらの援助は会社ごとに異なり、中低所得層がどうしても不利な立場に立たされやすくなる。最近では、クリントン大統領の保育プランが出され、女性層からあつい支持を受けていたが、大統領のスキャンダルとともに、このプランはほぼ消し去られたとも言えよう。政府が少子化及び育児への対策をとるには、まだまだ先が長そうである。

今後、アメリカでは人口層による出生率のアンバランスをいかに改善していくかが大きな課題となるであろうが、高齢者がこの問題を身近な事として取り組むことが望まれる。高齢化社会は高齢者のみではなく、世代間を通じた問題であり、出生率はその中でも大きな要素となっている。まずは、最近増えつつある「世代間交流」を強調する組織が先駆けとなって、この問題に取り組むべきであろう。

References

Acs,G (1996). The impact of welfare on young mother's subsequent childbearing decisions. The Journal of Human Resources.31 (4), 898-915.

Administration for Children and Families (1998a).

Fact sheet:Temporary Assistance for Needy Families(TANF).Available on HTTP: <http://www.acf.dhhs.gov/programs/opa/facts/tanf>.

htm.

Administration for Children and Families (1998b). Temporary Assistance for Needy Families (TANF) program: First annual report to Congress, Available on HTTP: <http://www.acf.dhhs.gov/news/welfare/congress/index.htm>.

ASPE:Office of the Assistant Secretary for Planning and Evaluation (Internet). Comparison of prior law and the Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996, Available on HTTP: <http://www.aspe.os.dhhs.gov/hsp/isp/reform.htm>.

Blank, H., Adams,G.,Ebb,N.,& Schulman, K. (1998). Child care falling short for low income working families.College Park, MD: Welfare Reform Academy.

Casper, L. M., & Bryson,K.R. (1998), Co-resident grandparents and their grandchildren: Grandparent maintained families (Population Division Working Paper No.26). Washington, DC: U.S. Census Bureau.

Chavkin,W., Wise,P.H.,Elman D. (1998). Topics for our times: Welfare reform and women's health. American Journal of Public health 88 (7),1017-1018.

Clarke,G.R.G., & Strauss,R.P.(1998). Children as income-producing assets: The case of teen illegitimacy and government transfers. Southern Economic Journal.64 (4), 827-856.

Department of Health and Human Services (1998). Fact sheet: Preventing teenage pregnancy. Edwards, T. M. (June22, 1998). Incite to abort: Is that the effect of the "family cap" on welfare? Time, page 38.

Goertzel,T.G., & Young,G.S. (1996). New Jersey's experiment in welfare reform. Public Interest,125,72-80.

Green Book(1998). Washington, DC: U.S. Government Printing Office.

Haaga J., & Moffitt, A. (1998). Welfare, the family ,and reproductive behavior: Report of a meeting. Washington, DC: National Academy Press.

Haskins,R., & Bevan, C.S. (1997). Abstinence education under welfare reform. College Park,MD: Welfare Reform Academy.

Henshaw,S.K. (1998).Unintended pregnancy in the United States. Family Planning Perspectives, 30 (1), 24- 29 & 46.

Long,S.K., Kurka,R., Waters,S., & Kirby,G.G. (1998). Child care assistance under welfare reform: Early responses by the States. Washington, DC: The Urban Institute.

Manlove,J. (1998). The influence of high school dropout and school disengagement on the risk of school-age pregnancy Journal of Research on Adolescence, 8 (2), 187-220

Manlove,J.,Mariner,C, & Romano,A. (1998),

Postponing second teen births in the 1990s: Longitudinal analyses of national data. Washington, DC: Child Trends, Inc. Sited by Moore, K.A., Manlove, J., & Connon, L. (1998). Repeat teen births. Washington, DC: Child Trends, Inc.

Maynard,R.A. (1997). Kids having kids: Economic costs and social consequences of teen pregnancy. Washington, DC: The Urban Institute.

Moffitt,R.A.(1997). The effect of welfare on marriage and fertility: What do we know and what do we need to know? Baltimore, MD: Johns Hopkins University.

Moore,K.A. (1998). Reducing out-of-wedlock births: What states need to know. Washington, DC: Child Trends, Inc.

Pinson-Milliburn, N. M., Fabian, E.S., Schlossberg, N. K., & Pyle, M. (1996). Grandparents raising grandchildren. Journal of Counseling and Development, 74 (6), 548-.

Rindfuss,R.R., Mortan S.P., & Offutt,K. (1996). Education and the changing age pattern of American fertility: 1963-1989. Demography, 33 (3), 277-290.

Saul,R, (1998), Abortion reporting in the United States: An examination of the Federal-State partnership. Family Planning Perspectives, 30 (5), 244-247.

Sawhill,I.V.(1998).

Teen pregnancy prevention: Welfare reform's missing component (Policy brief #38). Washington, DC: The Brookings Institution. Schwartz,M. (1995). The straight story on New Jersey: Births, abortions, and the family, cap. Washington, DC: Family Research Council.

Smith,A.B., Dannison,L.L., & Vach-Hasse, T. (1998). When "grandma is mom. "Childhood Education, 75 (1), 12-,

The Alan Guttmacher Institute (1995). Issues in brief: Teenage pregnancy and the welfare reform debate. Washington, DC: The author. Available on HTTP: <http://www.agi-usa.org/pubs/ib5.html>.

U.S. Bureau of the Census(1995). Mothers who receive AFDC payments: Fertility and socioeconomic characteristics. Washington, DC: U.S. Government Printing Office.

U.S. Bureau of the Census(1997). Fertility of American Women: June 1995 (Update), Current Population Reports, P20-499.Washington, DC: Author.

Wertheimer,R., & Moore,K. (1998). Childbearing by teens: Links to welfare reform. Washington, DC: The Urban Institute.

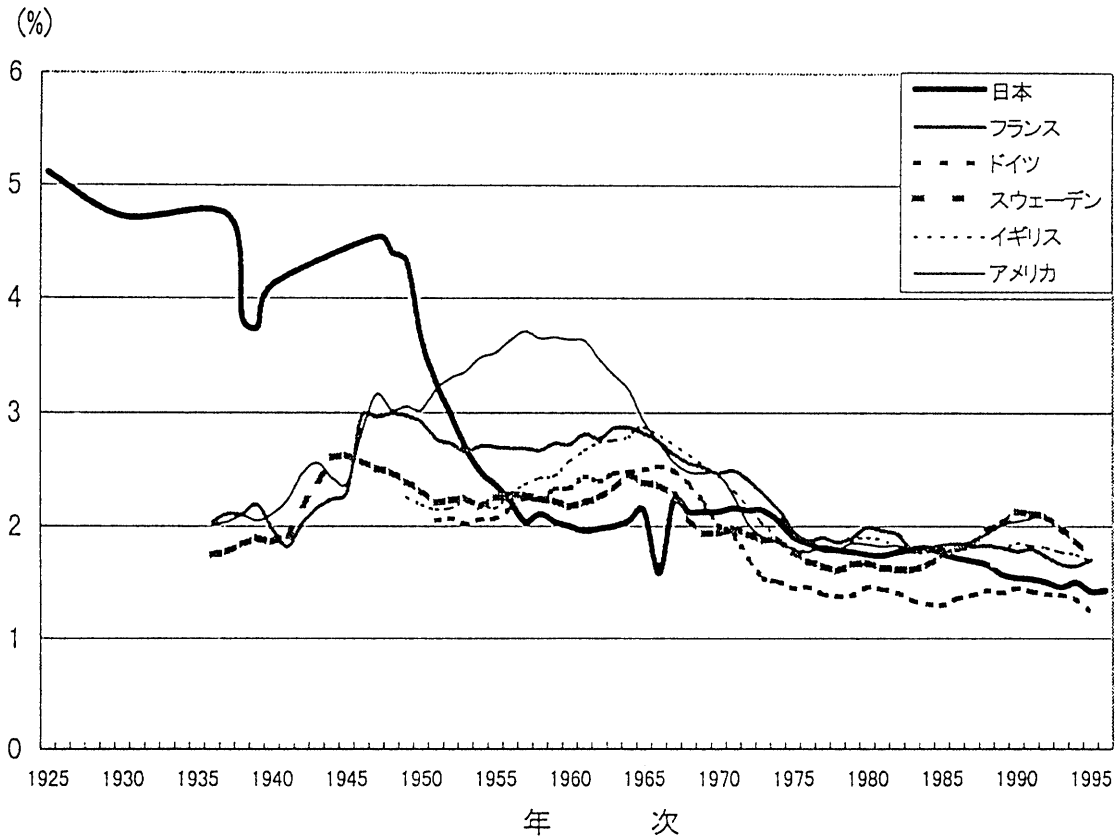
Winegarden,C.R., & Bracy,P. (1997). Welfare benefits and illegitimacy in the U.S.; Reconciling contradictory trends. Southern Economic Journal, 64 (1), 167-179.

Zaslow,M., Tout,K, & Botsko,C. (1998).

Welfare reform and children: Potential implications. Washington, DC: The Urban Institute.

「人口問題研究」、1997 , vol.53 No2.pp84-89,
国立社会保障・人口問題研究所 .

図1 主要先進国の合計特殊出生率



出所：「諸外国の合計特殊出生率及び女子の年齢別出生率」,厚生省人口問題研究所,Research series No.287.1996,1表
 「人口統計資料」,国立社会保障・人口問題研究所, Research series No.292. 1997, 表 4-5
 注：ドイツ 1995 年の値については推定値。

表1 主要国女子の年齢(5歳階級)別出生率および合計特殊出生率:最新年次

	年次	合計特殊 出生率	女子の年齢別出生率(%)						
			20歳未満	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45歳以上
日本	1996	1.43	3.9	40.2	112.2	97.4	27.9	3.0	0.1
フランス	1991	1.80	9.1	73.2	139.4	93.4	37.0	7.4	0.5
ドイツ	1994	1.34	10.1	52.7	85.4	69.9	25.6	4.4	0.3
スウェーデン	1994	1.88	9.7	73.4	140.0	103	43.0	7.5	0.3
イギリス	1994	1.75	28.8	78.2	112.1	88.5	35.4	6.0	0.3
アメリカ	1993	2.05	61.1	112.7	115.4	80.7	32.8	6.1	0.3

「人口問題研究」, 1997, Vol. 53, No. 2, pp. 84-89, 国立社会保障・人口問題研究所

Table 2

Number of Women Who Have Had a Birth
in the Last Year per 1,000 Women
by Income: 1995

	Women		
	15-44 years	15-29 years	30-44 years
Total	61.4	81.2	44.4
<\$10,000	91.0	132.7	40.6
\$10,000-\$19,999	64.3	102.8	31.7
\$20,000-\$24,999	60.6	99.7	32.7
\$25,000-\$29,999	57.0	85.8	31.7
\$30,000-\$34,999	60.6	89.2	37.2
\$35,000-\$49,999	59.1	69.1	49.9
\$50,000-\$74,999	52.5	54.1	52.2
\$75,000<	53.1	28.9	51.8

U.S. Bureau of the Census (1997). Fertility of American women: June 1995 (Current Population Reports, P20-499). Washington, DC: Author.

Table 3

AFDC Recipients by Marital Status: 1975-1995

	1975	1979	1986	1990	1995
Parents present:					
Incapacitated	7.7	5.3	3.2	3.6	4.3
Unemployed	3.7	4.1	7.4	6.4	7.8
Parents absent:					
Death	3.7	2.2	1.9	1.6	1.8
Divorce or separation	48.3	44.7	36.3	32.9	25.4
No marriage tie	31.0	37.8	48.9	54.0	57.4
Other reason	4.0	5.9	2.4	1.9	2.1
Unknown	1.2

1998 Green Book, page 440. Washington, DC: U.S. Government Printing Office.

Table 4**Unintended Pregnancy/Birth/Abortion: 1994**

	% of births that were unintended	% of pregnancies that were unintended	% of unintended pregnancies that ended in abortion
<u>Total</u>	30.8%	49.2%	54.0%
<u>Age</u>			
<15	64.5%	81.7%	59.4%
15-19	66.0%	78.0%	45.3%
20-24	38.7%	58.5%	55.2%
25-29	22.2%	39.7%	56.7%
30-34	18.0%	33.1%	55.7%
35-39	23.2%	40.8%	56.3%
40+	26.7%	50.7%	64.7%
<u>Marital Status</u>			
Currently married	21.8%	30.7%	37.0%
Formerly married	36.8%	62.5%	65.1%
Never married	58.2%	77.7%	60.1%
<u>Poverty status</u>			
<100%	44.8%	61.4%	49.0%
100-199%	37.2%	53.2%	47.9%
200%+	21.3%	41.2%	61.5%

Henshaw, S.K. (1998) Unintended pregnancy in the United States. Family Planning Perspectives, 30(1), 24-29 & 46.